

随時受付

# 八千代市営霊園合葬式墓地利用者募集要項

合葬式墓地の利用を希望される方は、この「八千代市営霊園合葬式墓地利用者募集要項」を確認の上、お申込みください。区画（利用場所）については、申込順に割振りをさせていただきます。

○ 申込み	平日	AM 8:30～PM 5:00	市役所 2階 健康福祉課
		AM 8:30～PM 4:00	八千代市営霊園管理事務所
	土・日・祝日	AM 8:30～PM 4:00	八千代市営霊園管理事務所



## もくじ

### ○ 施設利用概要, 利用資格等

- 1 八千代市営霊園の概要…………… P 3
- 2 合葬式墓地概要…………… P 4
- 3 合葬式墓地使用料…………… P 4
- 4 利用資格…………… P 5
- 5 納骨できる焼骨の範囲…………… P 5
- 6 納骨壇の利用期間の延長…………… P 5

### ○ 合葬式墓地利用許可の手続き

- 1 申込区分…………… P 6
- 2 申込期間及び利用許可予定日…………… P 6
- 3 事前にご用意いただく書類…………… P 7
- 4 窓口にお越しの際に必要なもの…………… P 7
- 5 利用許可証, 使用料納入通知書の交付…………… P 7
- 申込みから利用開始までの流れ…………… P 8

# ○ 施設利用概要，利用資格等

## 1 八千代市営霊園の概要



〔敷地面積〕 18,964 m<sup>2</sup> (約 1.9ha)

〔墓 所〕 芝生墓地 1,328 区画 ※全区画完売。返還等により空き区画が出たときのみ募集(抽選)  
合葬式墓地 4,260 体分

〔開園時間〕 年間を通じて墓参できます。  
通常日 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで  
お盆・お彼岸時は開園時間を延長することがあります。

## 2 合葬式墓地概要

合葬式墓地は一つの納骨室に多くの焼骨を納骨する新しい利用形態の墓地です。

納骨室（建物内部）には、1体用と2体用の納骨壇が設置してあります。建物の内部には納骨する時にしか入れません。納骨後の参拝は建物の外の参拝広場で行います。

市が永年管理するため、お墓の承継者がいない方もご利用できます。また65歳以上の方を対象に生前申込みもできます。

許可日から20年間は地上1階及び2階部分の納骨壇に納骨され、その後は地下の合葬室において永年埋蔵されます。また、納骨壇の利用について、20年間終了後、最大10年まで延長が可能です（有料となります。詳細は5ページを参照）。なお、地下に合葬された後の焼骨は返還することができません。



※利用する納骨壇の位置は選べません。

## 3 合葬式墓地使用料

毎年の管理料はかからず、許可後にお支払いいただく使用料のみとなります。

墓地使用料	1体用	<u>110,000円（消費税込）</u>
	2体用	<u>220,000円（消費税込）</u>

※ 管理料はかかりません。

※ 納入された使用料はお返しできません。

## 4 利用資格

次の要件を満たしていることが必要です。※なお、分骨による申込みはできません。

1. 焼骨を所持している方。
  - (1) 本市に1年以上居住しており、住民基本台帳に記録されている方。
  - (2) 八千代市営霊園芝生墓地の利用権を有していないこと。
  - (3) 納骨する焼骨は下記の「5 納骨できる焼骨の範囲」であること。
2. 焼骨を所持していない方。
  - (1) 本市に1年以上居住しており、住民基本台帳に記録されている方で申込者本人が利用すること。
  - (2) 八千代市営霊園芝生墓地の利用権を有していないこと。
  - (3) 申込者の年齢が65歳以上であること。
  - (4) 2体用の合葬式墓地の利用許可を受けようとする場合は、申請者と一緒に納骨する予定の焼骨は下記の「5 納骨できる焼骨の範囲」であること。

## 5 納骨できる焼骨の範囲

本人と、本人以外は下記の関係にあること。

- ①配偶者（妻または夫）※事実上の婚姻関係を含む。
- ②血族3親等以内（父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、曾孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい）
- ③姻族2親等以内（父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫）
- ④養父、養母、養子

## 6 納骨壇の利用期間の延長

納骨壇の利用期間は利用許可の翌日から起算して20年までです。納骨壇の利用期間の経過後は地下の合葬室に合祀いたします。ただし、納骨壇利用者は、利用期間の満了する日までに申請すれば、市長の許可を受けて、次に定める期間の範囲内で、納骨壇の利用期間を延長することができます。

### 【延長可能な期間】

焼骨を納骨した日（2体用の納骨壇にあつては最後に焼骨を納骨した日）から20年を経過する日または当該利用許可の日から30年を経過する日のいずれか早い日までとなります。

### 【延長に係る使用料】

1体用	延長期間1年につき	5,500円（消費税込）
2体用	延長期間1年につき	11,000円（消費税込）

# ○ 合葬式墓地利用許可の手続き

## 1 申込区分

申 込 区 分	1 体用	焼骨を所持している方	A
		自分のお墓として使用したい方 (65 歳以上の生前申込み)	B
	2 体用	焼骨 2 体分を所持している, または焼骨 1 体分を所持し, 今後もう一人分を使用したい方	C
		自分ともう一人分として使用したい方 (65 歳以上の生前申込み)	D

上記 A・C で定める焼骨は分骨でない親族の焼骨とします。

(配偶者〔事実婚含む〕, 3 親等以内の血族, 2 親等以内の姻族の焼骨を自宅に安置している方, または寺院等に一時的に預けている方, 及び既に納骨してある焼骨で改葬を希望される方が対象です。)

## 2 申込期間及び利用許可予定日

○ 申 込 期 間            随時

○ 利用許可予定日        原則として申込みした月の 2 月後の 1 日

※ 特別な事情がある場合は変更となる場合がございます

例 (申込日) 7 月 15 日 → (利用許可予定日) 9 月 1 日

(申込日) 8 月 31 日 → (利用許可予定日) 10 月 1 日

※ 全て書類が整ってから申込みとなります。

### 3 事前にご用意いただく書類（※郵送提出は受け付けておりません）

1. 申込者本人の住民票（申込日の1か月以内に発行のもの）
2. 申込者本人の戸籍謄本（申込日の6か月以内に発行のもの）
3. 死体（死胎）火葬許可証（原本，写し各1部）※納骨していない焼骨を所持している方のみ
4. 焼骨埋蔵（収蔵）証明書（原本，写し各1部）  
※既に焼骨を他の墓地に安置している方で当市の合葬式墓地へ移す方のみ
5. 委任状（申請者本人が申請に来られない場合のみ）  
※書式は自由です。①自筆で申請者氏名（押印）・住所，②代理人氏名・住所，③利用許可申請に係る権限の委任の旨が記載されたもの。
6. 申請者本人と埋蔵される焼骨または埋蔵されることとされている方の続柄を明らかにする書類 ※上記2の戸籍謄本で確認ができない場合等

### 4 窓口にお越しの際に必要なもの

1. 上記[3 事前にご用意いただく書類]で記載している1～6の書類
2. 窓口にお越しいただく方の氏名，生年月日等が確認できるもの  
※ 免許証，保険証，住民基本台帳カード，マイナンバーカード等  
※ 以上をご用意していただき，窓口にて申請書にご記入いただきます。

### 5 利用許可証，使用料納入通知書の交付

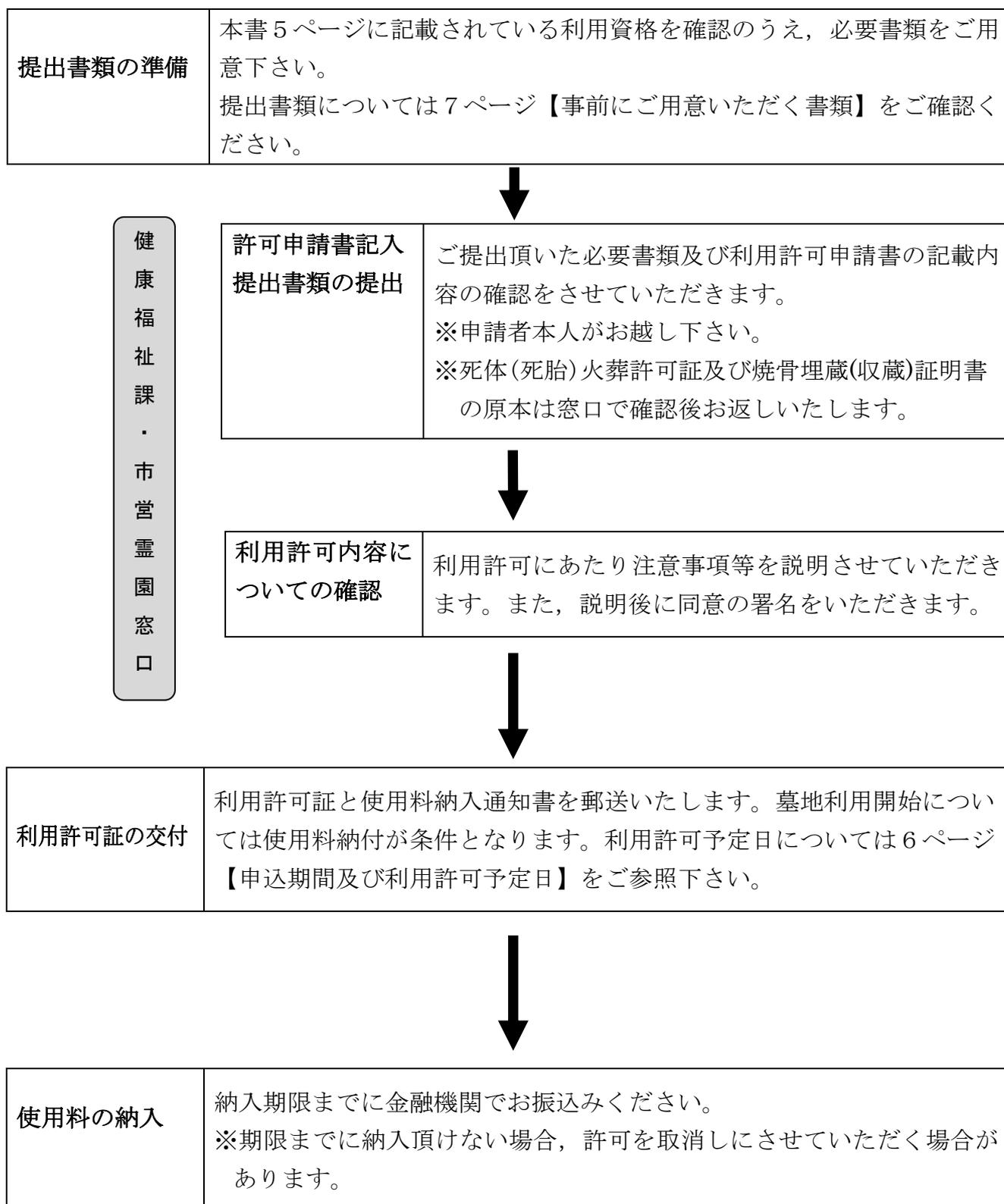
利用手続きを完了された方には，利用許可証及び使用料の納入通知書を，利用許可日の1週間前を目安に送付します。

納入期限は利用許可日における月の最後の平日となります。※12月1日許可については12月28日（または年内最終開庁日）までとなります

市役所，支所・連絡所または取扱金融機関でお支払ください（手数料はかかりません）。

- ※1 納入期限までに納入されない場合は，利用許可の取消しとなる場合があります。
- ※2 納付した使用料は返還できません。
- ※3 利用許可証は，焼骨の納骨・改葬，利用権の承継及び記載事項変更届等の際に必要となりますので，失くさないよう必ず利用者が保管してください。

## 申込みから利用開始までの流れ



MEMO

## 八千代市営霊園 案内図



### お問い合わせ先

#### <墓地の概要, 見学, 納骨等に係るお問い合わせ>

〒276-0001

八千代市小池 1 5 2 1 - 1

八千代市営霊園 管理事務所

☎ 047-489-7466

#### <利用申込みに係るお問い合わせ>

〒276-8501

八千代市大和田新田 3 1 2 - 5

八千代市役所 健康福祉課 地域福祉班 ☎ 047-421-6731 (直通)